



## ふるさと納税 記念品贈呈合戦は是か非か

筑波総研株式会社 主任研究員 國安陽子

マスコミ等にたびたび取り上げられる「ふるさと納税」とはどんな制度なのか。概要と、「記念品がもらえる制度」と誤解されるほど加熱する記念品贈呈合戦の是非について考える。

### 1. ふるさと納税の意義とは

平成19年10年に総務省より出された「ふるさと納税研究会報告書」には、ふるさと納税の論議の始まりについて記されている。

ふるさと納税の論議は、平成19年5月、総務大臣の問題提起から始まった。多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の自治体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の自治体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないかという問題提起がなされたのである。

この問題提起は国民の大きな反響を呼んだが、ここには3つの大きな意義があるとされている。

#### 意義（1）納税者の選択

税は、国や地方の行政サービスを賄い、国民の生活を支えるために不可欠である。厳格で公正な税制のもとで、国民は義務として税を負担することになっており、税制は一度決まれば、国及び自治体が課税権に基づき強制的に課税する。しかし、ふるさと納税はこれに対し、たとえ納税分の一部であっても、納税者が自分の意思で納税対象を選択するという道を開くものであり、税制上、税理論上画期的な意義をもつ。自分の意思で納税先を選択する時、納税者は改めて税の意味と意義に思いをいたし、国民にとって税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会となる。

#### 意義（2）ふるさとの大切さ

自分を育ててくれた「ふるさと」は、誰にとってもかけがえのないものである。地方で生まれ育ち、地方を「ふるさと」とする人々は多い。現在の日本では、健全な国土と国民生活を支えるうえで、地方の果たしている役割は極めて大きい。人材を育成する他にも、都会に食糧を供給し、森林や河川など貴重な自然環境を維持しているのも地方である。その地方が疲弊すれば、都会の繁栄も成り立たない。

ふるさと納税を通じて、多くの人々はこのような「ふるさと」の大切さ、自分達の生活を支えてくれている自然の恵みへの感謝、育ててくれた「ふるさと」の恩に感謝する本来の人間性へ回帰する貴重な契機となる。

また、いわゆる「二地域居住」を行っている地域に貢献したい人、ボランティア活動などを通じて縁のできた地域を応援したい人も増えてきている。ふるさと納税の導入により、自分が応援する地域に貢献したいという真摯な思いを実現することが可能になり、それが豊かで環境に優しい地方を育てることにもつながっていく。

#### 意義（3）自治意識の進化

ふるさと納税の導入により、全国各地の自治体は出身者や関心を持ってくれそうな多くの人々に、その魅力を大いにアピールする必要が出てきた。ふるさと納税で得た資金をどのように活用し、どのような成果が期待されるのかなど効果的な情報提供を行う競争が刺激される。

ふるさと納税で資金を得ようとする時、その自治体はふるさと納税をしてもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考える貴重な機会となり、自らの自治のあり方を問い、進化させる重要な契機になるはずである。さらに、納税者と自治体との間に、相互に高め合う新たな関係が生まれる。自治体においては、その団体を応援し、見守ってくれている納税者が全国各地にいることを認識し、ふるさと納税によって得られた収入を納税者の「志」に応えられる施策に活かしていくことを通じて、その地域が活性化し、内発的発展が促される。また、納税者も「ふるさと納税」を行うことを通じて地方行政に対する関心、参加意識が高まり、「ふるさと」の自治体とともに成長する。

## 2. ふるさと納税の導入

平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律<sup>(1)</sup>」がふるさと納税のものである。

ふるさと納税は、個人住民税の寄附金税制を大幅に拡充する形で導入された。自治体に対する寄附金のうち、2,000円（控除対象下限額）を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね10%を上限として、所得税と合わせて全額が控除される制度である。

寄附金制度にもかかわらず、「納税」という名称になっているのは、自分が応援したい自治体（図2のA町）に寄附をすると、現在の居住地（図2のB市）への住民税と所得税が減り、結果として応援したい自治体（A町）へ税金を納めたことと同じような効果があるためである。

自治体は、ふるさと納税の寄附金を財源として、寄附者の意向に沿った事業を実施する。また、寄附者へのお礼の気持ちとして送る記念品などを通じて、特産品のPRもすることができ、シティセールスや産業振興の効果もある。

■ 図1 ふるさと納税の実績（全国）

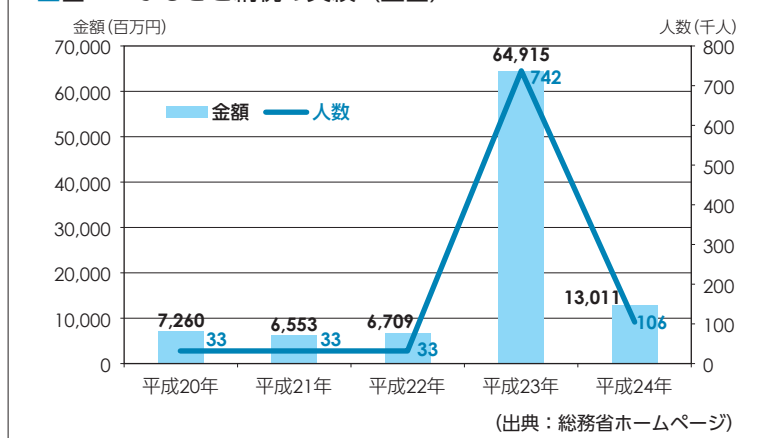


図1は、全国のふるさと納税の実績である。平成20年から22年は人数も金額もほぼ横ばいで推移していたが、平成23年は3月に起こった東日本大震災を受けて、被災地の復興のためふるさと納税を行うという動きが強まり、人数は前年比21倍の74万人、金額は同8.7倍の649億円の寄附が行われた。平成24年は、10万6千人、130億円の寄附が行われ、平成22年に比べ人数、金額ともに増加し、全国に浸透してきているといえる。

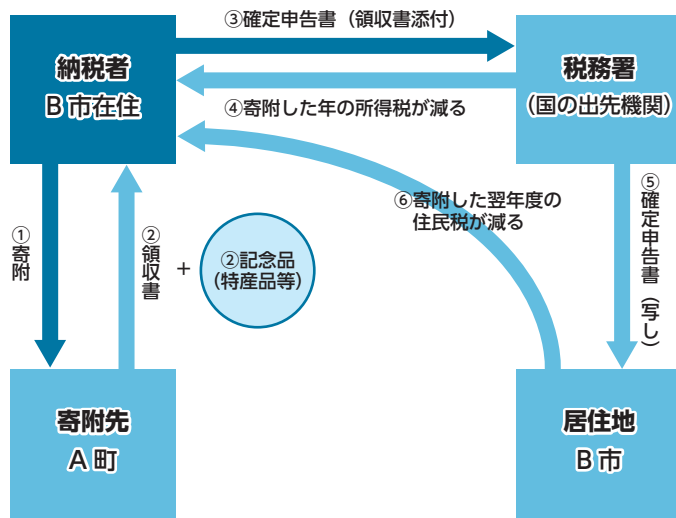
## 3. ふるさと納税の仕組み

図2はふるさと納税の手続きの流れである。居住地B市に個人住民税を納めている納税者がA町に寄附をすると、A町から寄附証明書（領収書）が送られる。翌年、それを添付して確定申告を行うと、2,000円を超える寄附額が住民税と所得税から控除され、優遇（減税）が受けられる。

自治体によっては、お礼として特産品等の「記念品」が送られて来る場合もある。ふるさと納税に注目が集まり始めたきっかけは、寄附をした自治体から送られてくる魅力的な「記念品」であり、各自治体では特産品を選びすぎり、納税者の興味を引く記念品を用意して寄附を募っている。総務省が都道府県47団体、市区町村1,742団体に対して調査を実施し、平成25年9月に公表した「ふるさと納税に関する調査結果」によると、納税者との関係づくりための取組みとして特産品等の送付

(1) 平成23年に、控除対象下限額が5,000円から2,000円に引き下げられる改正が行われた。

■図2 ふるさと納税の仕組み



(出典：日本経済新聞社、(株)ダイヤモンド社より筑波総研(株)作成)

を行っている自治体は、都道府県は49%の23団体、市区町村は52%の909団体にのぼっている。

### (1) 全額控除される金額の目安

ふるさと納税の寄附金額には上限はなく、寄附はいくらでもできるが、税金が全額控除される金額には限度がある。平成26年までの控除額の目安は、最大で住民税所得割の10%である。

控除額は、寄附者本人の収入、家族構成や子どもの年齢、住宅ローン控除等の他の控除の有無などによって異なる。また、寄附者の収入は、給与所得者なのか、年金収入のみか、事業を行っているかによっても異なる。総務省は、ホームページに給与所得者(給与収入のみ)の全額控除される寄附額の目安を、給与収入と家族構成のパターン別に示している<sup>(2)</sup>が、あくまで目安なので、正確な金額は寄附の翌年1月1日に居住している市区町村へ問い合わせるよう求めている。

全額控除される寄附額の目安の一例をあげると、給与収入が700万円、夫婦共働きで子どもなしの世帯は、59,000円になる目安である。なお、給与収入のみで一般の社会保険料控除が適用された場合(住宅ローン控除等を受けていない)の金額である。

### (2) ふるさと納税の控除金額の計算

控除対象下限額の2,000円を超える部分は、一定の上限まで原則として以下のとおり所得税・個人住民税から全額控除される。図3はその控除イメージを示したものである。

#### ①所得税

寄附額から2,000円を除いた金額所得控除。所得控除額×所得税率(0%~40%)が軽減される。

#### ②個人住民税(基本分)

(寄附額-2,000円)×10%を税額控除。

#### ③個人住民税(特例分)

(寄附額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(0%~40%))を税額控除。

①、②により控除できなかった寄附額を、③により全額控除する。

#### ④控除される時期

例えば、平成24年1月1日~12月31日の期間に30,000円寄附を行い、平成25年2月に確定申告を行った場合、所得税は、平成25年3月~4月に確定申告時に指定した口座に所得税控除額が振り込まれる(図2の④の部分)。

住民税については、平成25年5月頃に居住する自治体より年間の住民税通知が送られ、その通知から控除され、給与天引きの所得税から1年かけて控除される(図2の⑥の部分)。

## 4. ふるさと納税による資金の動き

ふるさと納税による資金の動きはどうなっているのか。図2と図3を例にとり、以下のような資金の流れの中で、誰が損をして、誰が得をするかという観点で見てみる。

① B市の納税者がA町に30,000円寄附。

② A町は納税者に記念品として5,000円分の特産品を送付。

③ 納税者は、確定申告して28,000円の控除を受ける。

(2) [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000254926.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000254926.pdf)

### (1) 納税者の立場から

納税者は、30,000円の寄附に対し28,000円の控除を受けているので、2,000円負担することになる。また、A町からは5,000円分の特産品を受け取っている。納税者は、2,000円の負担で5,000円がもらえたことになり、3,000円得している。

### (2) 国の立場から

国は、納税者から所得税を徴収する。今回、納税者は30,000円の寄附金として確定申告を行ったので、 $30,000 - 2,000 = 28,000$ 円の所得控除が適用される。これにより、所得税は $28,000 \text{円} \times \text{所得税率} 20\% = 5,600$ 円分減少する。国は、5,600円の損失となる。

### (3) B市の立場から

B市は、納税者から住民税を徴収する。今回、納税者は30,000円の寄附金として確定申告を行ったため、基本分と特例分合わせて $(30,000 - 2,000) \times (100\% - \text{所得税率} 20\%) = 22,400$ 円の税額控除が適用される。これにより、住民税は22,400円分減少し、B市から見ると、22,400円の損失となる。

### (4) A町の立場から

A町は、納税者から30,000円のふるさと納税を受けとる。納税者に5,000円の特産品を送るため、地元業者に5,000円分の特産品を発注する。これにより、A町は差し引き25,000円分の得になる。

### (5) A町の特産品製造業者の立場から

A町の業者は、A町より5,000円分の注文を受けて納税者に特産品を送る。利益を500円とすると、A町の業者は500円の得となる。

### (6) 整理

ふるさと納税の登場人物(1)～(5)の損得をまとめると以下ようになる。国とB市が損をし、A町とA町業者、納税者が得をする。

①納税者	+ 3,000円
②国	△ 5,600円
③B市	△ 22,400円
④A町	+ 25,000円
⑤A町業者	+ 500円

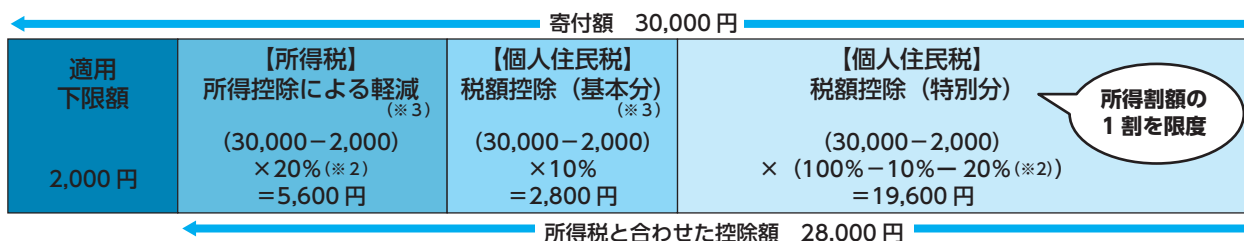
前述のとおり、ふるさと納税の意義は、納税者が応援したい自治体へ自分の意思で寄附をすることにより、「ふるさと」が豊かに環境に優しく育つこと＝活性化することである。A町とA町業者にお金が入り、A町が活性化することは納税者の意思に沿う大変良いことである。そのために、間接的に国がお金を負担するというこも、国の立場として当然のことと考えられる。

### (7) ふるさと納税が相互に行われる利点

B市の納税者のみがふるさと納税を行った場合は、B市は税収が減少してしまうが、実際には多数の自治体間で相互にふるさと納税が行われている。例えば、A町に居住する納税者BがB市に30,000円のふるさと納税を行い、B市から5,000円分の特産品を送られた場合の損得は以下のようになり、国だけが損をし、他の登場人物は全て得をする。

①納税者	+ 3,000円
②納税者B	+ 3,000円
③国	△ $5,600 \times 2 = \triangle 11,200$ 円

■図3 控除イメージ<sup>(※1)</sup>



※1 年収700万円の給与所得者(夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、自治体に対し30,000円の寄附をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0～40%の間で変動する。平成26～50年度は、復興特別所得税を加算した率とする。

※3 対象となる寄附額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額の30%が限度である。

(出展: 総務省ホームページ)

- ④ B市  $\triangle 22,400 + 25,000 = + 2,600$ 円
- ⑤ A町  $+ 25,000 + \triangle 22,400 = + 2,600$ 円
- ⑥ A町業者  $+ 500$ 円
- ⑦ B町業者  $+ 500$ 円

ふるさと納税が相互に行われることで、国の負担で両方の自治体を活性化することができる。日本全国の自治体間で相互にふるさと納税が行われると、数多くの自治体で税収入が増加する可能性がある。

## 5. 茨城県内市町村の取組み

茨城県内の各市町村も、ふるさと納税を募るための取組みを強力に進めている。ふるさと納税の寄附額を劇的に伸ばしている自治体は、以下のような取組みを行っている。

### ① 記念品を送る寄附額を引き下げる。

5万円以上の寄附額から記念品を送っていたものを、1万円以上に引下げる。

### ② 記念品の品目を増やす。

寄附をしてくれた人が選べる特産品の品目数を増やす。例えば石岡市では、地元の特産品の記念品を30品目に増加したことでふるさと納税専門のポータルサイトに注目され、全国から寄附が集まるようになった。現在は60品目近い記念品を用意している。

### ③ 寄附をしやすい体制を構築する。

ふるさと納税ポータルサイトとリンクし、寄附をしてくれる人の目に留まりやすくする。例えば境町は、申込書等の文書のやり取りをなくしてインターネットで申込み、寄附金もクレジットカードで支払えるようにして、インターネット上で全ての手続きができるようにしている。

ふるさと納税ポータルサイトやマスコミに取り上げられる効果は絶大で、現在、茨城県内の市町村で寄附額がトップクラスの石岡市は、平成20年は3件9万円だったものが、平成26年は12月中旬に2億円を達成した。筑西市も平成25年度は1年間で9件91万円だったものが、ふるさと納税の

活発化を図る取組みを始めた平成26年1月は、開始後2週間で482件500万円ものふるさと納税の寄附金が集まった。

## 6. 記念品ありきのふるさと納税は悪いことか

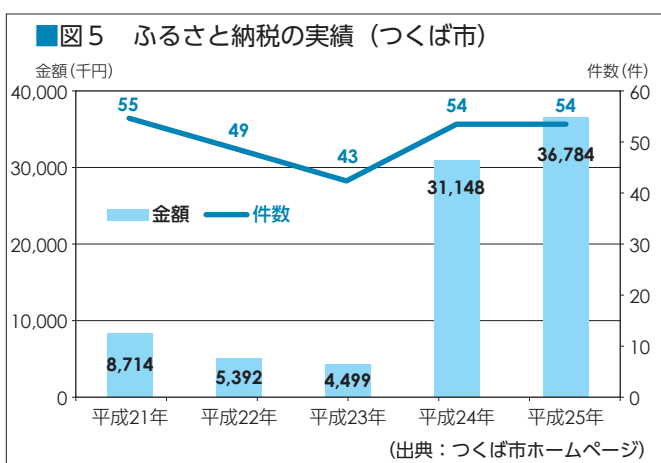
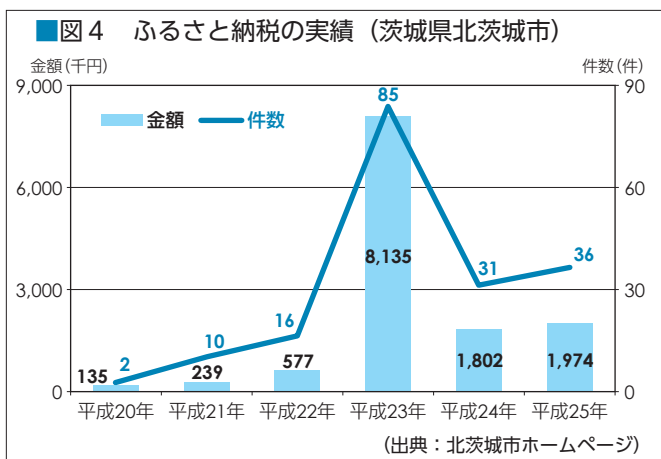
マスコミは記念品がもらえる部分を特に注目して報道し、複数登場した専用ポータルサイトには「欲しい記念品」をキーワードに自治体を検索するサービスが設けられているなど、ふるさと納税は「記念品がもらえる制度」として認識されているようでもある。

導入前に論議された「応援したい自治体のため」の意義は薄れてしまったのだろうか。縁もゆかりもない自治体に、「牛肉がもらえる」、「カニが送られてくる」と記念品だけを目的にふるさと納税する納税者もいるのかもしれない。

ふるさと納税の寄附額を増やしたいがために、過剰に豪華な記念品を用意している自治体もあるようだが、記念品の金額が寄附額を上回ってしまったら本末転倒である。前述の4. で5,000円の記念品を送った場合は両方が得をする試算になったB市とA町も、記念品の額を10,000円にすると、両方とも損をしてしまった。

①納税者	+ 8,000円
②納税者B	+ 8,000円
③国	$\triangle 11,200$ 円
④B市	$\triangle 2,400$ 円
⑤A町	$\triangle 2,400$ 円
⑥A町業者	+ 1,000円
⑦B町業者	+ 1,000円

しかし、記念品がきっかけで目に留まることは悪いことではない。筆者の知人で実際にふるさと納税をした人は2人だけだが、2人ともその自治体に強い印象と愛着を持っている。1人は日々関わりを持つ自治体に、「意義」をもってふるさと納税したのだから当然である。もう1人は記念品をもらうためにふるさと納税したが、記念品が届くのを楽しみにしていて、「今日、カニが届くの、



〇〇市から。」と自治体名まで嬉しそうに教えてくれるほど、その自治体のファンになっていた。

それでは、豪華な記念品を送付していない自治体のふるさと納税の実績はどうなっているのか。「気持ちばかりのお礼の品」と具体的な品目をあげていない北茨城市と、記念品について特段記載のないつくば市のふるさと納税の実績は図4、図5のとおりである。

北茨城市は、平成23年度は東日本大震災の被害を受けて急増し、翌年度以降も金額、件数ともに増加している。つくば市も平成24年度、25年度と金額が増加している。最近の記念品競争に照らすと、記念品が明示されていない自治体はふるさと納税されなくなりそうだと危惧していたが、そうではなかった。

このように、ふるさと納税は多数の納税者に注目されており、自分の好きな全国各地の自治体に思いを馳せ、応援している。

## 7. 平成27年度税制改革について

ふるさと納税を推進し、地方創生を推進するため、平成27年度税制改革において以下の改正が行われた。

### ①個人住民税の控除金額の引上げ

個人住民税所得割のおおむね20%に上限額を引き上げる。3. で説明した目安金額の2倍のふるさと納税が可能になった（平成27年1月1日より）。

### ②「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設される（平成27年4月1日より）。

この制度が適用される場合は、確定申告が不要となり、住民税に一本化されて控除が行われる。納税者は、居住する自治体に対する控除申請を、寄附先の自治体が納税者に代わって行うことを要請できる。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されるための条件は、平成27年1月1日から3月31日までふるさと納税を行っていないこと、確定申告をする必要がないこと、ふるさと納税の納付先が5つまでであることである。

この改正を受けて、ふるさと納税を4月以降、5つの自治体に絞って行えば、確定申告をする手間もなく楽に税額控除を受けられる。または、2倍になった控除上限額を活かして、多数の自治体にふるさと納税を行い、確定申告して控除を受けるのも良い。ふるさと納税のすそ野が広がり、利用が増加し、数多くの自治体に寄附金が集まることが期待される。

### 参考文献

- 総務省 ふるさと納税研究会報告書
- 総務省 ふるさと納税に関する調査結果
- 平成27年度税制改正の大綱
- 日本経済新聞社
- ダイヤモンド・オンライン
- Wikipedia
- NEVERまとめ